

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月28日
【会社名】	株式会社シーラホールディングス
【英訳名】	SYLA Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長グループ執行役員CEO 杉 本 宏 之
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役グループ執行役員CFO 我 妻 心
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエア7階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長グループ執行役員CEO杉本宏之及び取締役グループ執行役員CFO我妻心は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性に加えてその発生可能性を考慮して決定しており、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に加えてその発生可能性を考慮して必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算を指標に、その概ね2/3の割合に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお当社グループの主要な事業は不動産事業であり、売上高利益率は個別案件内容により左右されるものの、各拠点において每期顕著に差異が生じるものではなく、この点からも売上高を指標とすることに問題ないと判断しました。売上高は、各事業拠点の規模を判断するうえで重要な指標であり、基本的に売上高の高い事業拠点が利益金額の高い事業拠点となるため、売上高を選定しております。選定した重要な事業拠点においては、不動産事業を主な事業としている点を鑑み、勘定科目として売上高及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、個別に評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年5月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。